

平成29年12月定例教育委員会 会議録

12月定例教育委員会を平成29年12月20日午前9時30分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 高木浩行 委員 千葉桂子 委員 紀藤統一
委員 田中秀佳 委員 奥村康祐 委員 小倉志保

事務局 吉野教育部長 小島子ども・子育て監
武藤学校教育課長 神谷学校教育課主幹 上原文化スポーツ課長
間宮子ども未来課長 中村歴史まちづくり課長 小川指導主事
岩田指導主事

記録者 田中直美 和泉知子

傍聴者 丸地さち子 杉山名々子

◆次第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 付議事件の審議

【継続】第34号議案 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

第40号議案 犬山市学習等供用施設の管理及び運営に関する条例施行規則等の一部改正について

第41号議案 犬山市保育園条例施行規則の一部改正について

第42号議案 平成29年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について

5 通信及び請願

6 協議・連絡

(1) 後援名義使用許可に関する報告

(2) 犬山市の教育施策に関するアンケートについて

(3) 犬山市部活動ガイドラインについて

(4) 教育振興基本計画の見直しについて

(5) 12月議会について

(6) 楽田小学校改築事業について

(7) 犬山市特別支援教育連絡協議会議事録について

(8) いじめ防止に向けて

(9) 犬山シティマラソン・読売犬山ハーフマラソンの応募状況について

(10) 愛知万博メモリアル第12回愛知県市町村対抗駅伝の結果につ

いて

(11) 1月・2月行事予定表について

7 自由討議

8 その他

9 閉会

◆議事内容

開 会	
教 育 長 :	ただ今より12月定例教育委員会を開催します。
教 育 長 :	前回会議録承認 前回会議録の承認をお願いします。
教 育 長 :	<p style="text-align: center;">教育長 報告</p> <p>前回、11月20日月曜日に11月の定例教が開催されましたが、午前中に総合教育会議、午後定例教、前市長との懇談ということで、大変長いお時間を割いていただきありがとうございました。</p> <p>小学校の学芸会・学習発表会が、犬山北小学校と楽田小学校を除いた8つの小学校で無事終了しました。犬山北小学校は1月21日、楽田小学校については2月17日に予定がされておりますので、お時間があれば、ぜひご覧いただけたらと思います。12月2日には小学校の音楽会が開催され、午前の部と午後の部と分けて開催しました。午前か午後にとまとめてできないかと思っておりましたが、なかなか現状を見ると難しいのかなと思っておりました。かつては中学校もこれに加わってやっていたし、小学校の小規模校も毎年発表していましたが、だんだん形を変えて、中学校を無くして、小学校も3小学校については3年1巡ということで、毎年8校が発表するという今の形になってきたわけです。これについても足を運んでいただいた方も見えました。ありがとうございました。</p> <p>市議会が11月30日からスタートし、明日12月21日に最終日を迎える予定です。学校教育をはじめ、他の3課もかなり教育委員会に関するご質問をいただいております。これについては、今日の協議の中にありますので、後ほど報告させていただきます。</p> <p>今月22日は冬至になりますけど、東之宮古墳の配置と日の出の方向が、非常に計算なされているということで、6時半から日の出を見る会が計画されているようですので、ご予約がつくようでしたらぜひお出かけいただけたらと思います。また、この日は冬休み前の最終の授業日となっております。それ以降冬休みに入っていくわけですが、今年もあと10日程を残すのみとなっております。教育委員会といたしましては、犬山城や城東中の生徒に関わった事など、いろんなことがあったわけで</p>

	<p>すが、なんとか無事に年が越せたらと思っております。教育委員の皆様方にもいろいろお世話になったわけですが、本当にありがとうございました。1月4日に新年交礼会がありますので、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
教 育 長 :	<p style="text-align: center;">第 3 4 号 議 案</p> <p>「教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価」について、事務局お願いします。</p>
武 藤 課 長 :	<p>これにつきましては、先月提案をし、ご協議いただいたものに、外部有識者からの意見として、名城大学の笠井教授と元古知野中学校長の丸山先生からいただいたご意見を加えまして、継続案件として提案をさせていただいております。なお、大変申し訳ありませんが一部修正がございます。2ページになりますが、(2)教育委員会の会議開催の状況について というところで、昨年は4月1日に教職員人事に係る事項についてご協議をいただくために、臨時会を開催いたしておりました。その記載が漏れておりましたので、追加をさせていただきます。それから8ページ(3)教育委員の主な活動状況のところ、1月に開催いたしました、民生文教委員会との意見交換会、犬山城シンポジウム、奈良市の富雄第三小中学校等への視察研修、こういったものの記載が漏れておりましたので、こちらについても追加をさせていただきたいと思っております。あとこれ以外に、日にちの誤りなど数か所修正がございます。この報告書につきましては、年内には市のホームページに掲載すると共に、市議会の方にも配布をし、周知をしたいと考えておりますので、大変恐縮ですが、事務局のほうの責任校正ということで進めさせていただくよう、本日も承認をいただければありがたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
教 育 長 :	<p>膨大な量ですが、事前に目をお通しいただけたことかと思ひますし、現時点で何かお気づきの点、ご質問、ご意見等があるようでしたら、お出しをいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
奥 村 委 員 :	<p>一つ教えていただきたいのですが、33ページ、点検・評価についての(2)対象範囲というところに、「行政評価対象事業から下記のように主要事業を選定した」とありますが、選定というのはどのようにされたのですか。</p>
武 藤 課 長 :	<p>60ページの「おわりに」というところに記載がありますが、評価対象事業につきましては、年度初めに、毎年「学びのまちづくり」というものを作成しております。この方針に基づきまして、実現のためにいろいろな施策を実行しているわけですが、その中で中心となるような事業を、行政評価対象事業の中から各課で選定をさせていただいたという状況になっております。</p>
教 育 長 :	<p>「学びのまちづくり」という、年度当初に示す教育施策で定めている</p>

長：	方針に、一番関わりの深い事業等を選定しているという答弁でしたが、それについて何かあるようでしたらお願いします。
奥村委員：	何事業位あって、どれくらい評価されたのですか。
武藤課長：	事業数は各課でばらつきはありますが、学校教育課は20～30あるかと思います。それぞれの課も10～20位の中から選定していると思います。
奥村委員：	80の中から11の評価ですと、半数にも満たない評価ということになりますか。
武藤課長：	大元の事業評価シートは、教育委員会全体で多く見て80位はありますが、もしご覧になりたいということでしたら、配布させていただくことも可能です。
奥村委員：	あるのなら大丈夫です。全てを評価してなくて、ただ評価しやすいものだけ選定して、評価したように見えてしまうといけないので質問しました。
武藤課長：	これはあくまでも点検・評価の報告のために抽出しただけで、評価シートはすべての事業について作成をしています。事業評価シートそのものは、市全体のものがホームページから見られるようになっていると思います。
教育長：	ひとつひとつの事業に対して予算を組んでやっておりますので、やりっぱなしということはないと思います。ひとつひとつの項目について評価をしています、その中から特に主要事業と考えられるものを、ここに上げさせていただいたということです。他にいかがですか。
田中委員：	前回も申し上げた内容と重なりますけど、4段階評価ということで、例えば49ページの体育施設の事業評価のところですが、目標の達成度が「1」となっています。数値目標がない場合、自動的に「1」になると思うんですが、PDCAの名目でやっているということは、当然評価を上げていかなければならない。そのためにどうするかという話になると思います。この49ページの場合は、次年度目標を立てるということになるのか、あるいはそもそも数値目標に馴染まないところなので、何もやらないのか。そうであれば、評価を「1」とするのではなくて、対象外という検討も考えられます。この辺りはどういう考えで今後進めていくのか。これまでも同じかもしれませんが、結局4段階で「1」となると、当然、数値としては達成できていない、評価が低いと見なされてしまいますけど、そもそもこれはこういうものではないんだ、ということであれば、それを明確にしておくべきかなと思うので、その辺りの考えを聞かせていただければと思います。
教育長：	一つ例として出していただいたのが、49ページ、文化スポーツ課の関係ですが、目標の達成度が「1」という評価がなされていますが、もともと数値目標が示し難いものであるから、ここに上げた「1」以上に

	<p>はならないだろうというご指摘です。それならば、例えば評価の根拠を数値として示せる内容に変えていったらどうかというご意見ですが、文化スポーツ課、どうでしょうか。</p>
上原課長：	<p>今おっしゃられたように、この目標達成のための当然数値の目標となってくるものですから、今年度はこのような形になりましたけど、また次年度この中をみて、それが全体の中でこの目標達成の部分が数値化できるものであれば、そこは検討していかないといけない部分だと認識しておりますので、改善に向けて考えていきたいと思っております。</p>
教育長：	<p>一生懸命やっていただいていますので、「1」という評価は何だと思われてしまってもいけないので、その辺り検討をしていただけるといいかなというご指摘です。</p>
田中委員：	<p>要は、無理に数値目標を立てる必要はないのではないかと思いますので、するのであれば説明責任が伴いますので、その辺りは検討した上で、評価表を作るということが正しいのかなということです。</p>
教育長：	<p>そういったご意見ですので、また検討していただけたらと思います。他にいかがですか。</p>
千葉委員：	<p>子ども未来課の36ページと40ページですが、どちらもニーズのところをみると、「2」なんです。ニーズというのは、やはり受益者に対してどれだけ寄り添えているかということだと思いますが、保護者の声が聞こえてきていないのではないかと、一方的に受け身体制になっていないかという気がします。保育園や児童センターから、保育目標をこのようにやります、というようなことだけではなくて、保護者からこんなこともお願いします、というようなこともあってもいいのではないかと思います。このニーズの低さはどういう対策を取ってみえるのか。他ではアンケートを取ったりしていると書いてあるところもありますが、その辺をお聞かせ願いたいと思います。</p>
間宮課長：	<p>全国同じですが、27年度から子ども子育て支援計画を初めて作りました。その際にニーズ調査を実施した上で、計画を策定しましたが、ニーズ自体があつたらいいなという部分も入ってきてしまっているので、実際の本当に必要なものがあるか正直見込めないというか、誤差が生じています。次回のニーズ調査や計画を作る際に、ニーズの把握はなるべく実態に近いようにしたいと思っておりますが、その辺は正直困っています。アンケートの取り方が難しいですが、実際本当に必要かを聞きたいと思っております。</p>
小島子ども子育て監：	<p>35ページをご覧ください。ニーズの把握につきましては、「1年以上前のものであるがニーズを把握している」、ここの状態になります。計画の時にニーズ調査をさせていただいたので、今年度の事業評価としては1年以上前のものであるということになりますので、点としては「2」になります。今回の計画の後にまた計画をしますので、その時にニーズ調査をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>

教 育 長 :	「2」という数字が目につくようです。少しでも改善できる方向で探 っていただけたらと思います。他にいかがですか。4段階で1、2の評 価ですと気になりますので、次回、出来れば1段階でもアップするよう な方策が取っていただけたらなと思いますので、またそんな視点 で、評価の方法も含めて施策そのものをまたお考えいただけたらなと思 います。他によろしいですか。では第34号議案につきまして、お認め いただけますでしょうか。
各 委 員 :	異議なし。
教 育 長 :	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続きまして、第40号議案の審議に入ります。
教 育 長 :	第40号議案
上 原 課 長 :	「犬山市学習等供用施設の管理及び運営に関する条例施行規則等の 一部改正」について、事務局お願いします。
上 原 課 長 :	この案を提出しますのは、市民が市外の者より優先して犬山市学習等 供用施設等の利用申請ができることとするため、犬山市学習等供用施設 の管理及び運営に関する条例施行規則等の一部を改正する必要がある からです。資料の新旧対照表の施設について、市民が市外の者より優先 して利用できるように条例を改訂させていただきます。市民の方が市外 の方より原則1ヶ月前に受付が可能ということ、4月から実施してい きます。
教 育 長 :	税金を払っている市民と税金を払わない市外の方が、同じような平 等な扱いで犬山の施設を利用するのはおかしいと、市民を優先すべきで はないかと議会でもご質問がありました。そういった事に基づいて、殆 どの施設が市外の方と比べて1ヶ月前に予約可能である、というような 特典を設けたということですが、これについていかがでしょうか。
高 木 委 員 :	参考までに、市外の利用者が多い施設はどこですか。
上 原 課 長 :	野外活動センターやテニスコートです。これまでは先着順でしたが、 これからは市内のボーイスカウトの団や市民の方が優先して利用でき ます。それから、市外に近い学供、例えば上野学供は市外の利用が多い です。
高 木 委 員 :	スポーツ施設は市外の方の利用も多いと思っておりましたが、学供も市 外の方の利用があるのは以外でした。ありがとうございました。
吉 野 部 長 :	追加ですが、多分一番市外の方の利用が多いのはフロイデだと思いま す。議会の一般質問で提案があって、スポーツ施設はいつも課題に上が りますが、今回は市の全体の施設について見直しをかけるというこ とで、市民優先の規定を設けます。期間は2ヶ月前、3ヶ月前とばらつき がありますが、市内の方は1ヶ月前予約できます。広報にも記載をす るということになっています。施設によってばらつきがあることは今後

	調整をしていくということで、第1段階として、来年4月からスタートするという形です。
紀藤委員：	教育関係の場合は、もっと早く予約が可能でしょうか。
上原課長：	当然、市が主催であれば、優先予約のほうで先に予約を調整した後、市民の方に利用していただくという形です
教 育 長：	他にいかがでしょうか。
田中委員：	確認ですが、市内の対象者は市民なのか、在勤在学も含まれるのかお聞きしたいのと、利用料は市内市外の差をつけているのかお伺いしたいです。
上原課長：	基本的に市内の対象者は在住、在勤、在学です。利用料の見直しは、今のところ行っていません。
教 育 長：	利用料は同じということですね。他にいかがでしょうか。ないようですので、第40号議案につきまして、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員：	異議なし。
教 育 長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。続きまして、第41号議案の審議に入ります。
	第41号議案
教 育 長：	「犬山市立保育園条例施行規則の一部を改正する規則」について、事務局お願いします。
間宮課長：	この案を提出しますのは、保育園の分園を設置することに伴い、規則の一部を改正する必要があるからです。資料の新旧対照表をご覧ください。今井子ども未来園の定員が現在合計29名になっていますが、在園児数が大変少ないので条例で分園とすることを、只今議会で図っております。分園にするということで、今井子ども未来園で6名定員を減らした分、本園となる城東第2子ども未来園の定員を増やします。
教 育 長：	これは国の指導もあって、こういった形を取っていくわけですが、城東第2子ども未来園の分園として、今井子ども未来園を扱っていきま。扱いはそうなりますが、殆ど変わらないということです。そのために条例の一部を改正するということですが、これについて何かご意見ご質問はありませんか。
紀藤委員：	今井子ども未来園が分園になるということで、前回メリットも聞きましたが、1・2歳児が5人という枠になりますが、これで今井のほうは足りるのでしょうか。
間宮課長：	今井地域のお子さんの状況は把握しております。4月1日現在、未就学児が17名で、そのうち0・1・2歳は5名ですので対応は可能と考えております。
教 育 長：	現時点では可能だということですね。今後、どうなるかわかりません

長：	が、必要な場合は規則を変えて対応ということになります。施設は今までの11名までは対応できます。他にどうでしょうか。
田中委員：	分園について国の指導があったというのは、具体的にどういうものでしたか。
間宮課長：	毎年、県の指導監査を受けております。その中で、施設定員と現在の在園児数のかい離があるところは整理統合していきなさいという県の指導があります。実際、全市的に幼児は定員の7割程しかいません。今井地区は山間地という特殊な事情があるところですので、定員29名でやっていましたが、一昨年から一桁になりました。他地域からの受け入れもやっておりましたが、今年は5名です。来年度の入園申請を受けていますが、現時点では在園児の2名だけです。国ではなく県の指導において、整理統合の対象として考えなさい、という指導を数年前から受けていましたので、それに基づいて分園化をすることになりました。小中学校は何々分校という言い方をして、表現を変える場合がありますが、子ども未来園についてはそういうものはありませんので、施設の区分としては分園扱いになりますが、名称とか保育士の配置の基準とか設備運営については何ら問題ありません。ただ一点、嘱託医の配置が必要なくなりますので、これは本園に当たる、城東第2子ども未来園の嘱託医にお願いします。嘱託医は常駐の職員ではないので、特に影響はないと考えています。
教 育 長：	他にいかがですか。ないようですので、第41号議案につきましてご承認いただけますでしょうか。
各 委 員：	異議なし。
教 育 長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。続きまして、第42号議案の審議に入ります。
教 育 長：	第42号議案
教 育 長：	「平成29年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定」について、事務局お願いします。
武藤課長：	今回の申請者は5名で、認定となります。認定児童生徒数は7名です。内訳は表のとおりとなっています。今年度トータルの認定児童生徒数は339名で認定率は5.4%となっています。昨年度同時期の認定児童生徒数が320名でしたので19名の増。昨年の同時期の認定率は5.1%でしたので、0.3%の上昇という状況になっております。
教 育 長：	今説明があったとおりですけれど、これについて何かご意見ご質問はありませんか。特にないようですので、ご承認いただけますでしょうか。
各 委 員：	異議なし。
教 育 長：	異議なしと認めます。この件は承認されました

<p>教 育 長 :</p>	<p style="text-align: center;">通信及び請願</p> <p>通信及び請願はありますか。</p>
<p>事 務 局 :</p>	<p>ありません。</p>
<p>教 育 長 :</p>	<p style="text-align: center;">協議・連絡</p> <p>協議・連絡に移ります。</p> <p>(8) 「いじめ防止にむけて」は個人情報に関することですから、非公開扱いとさせていただきます、全ての案件が済んだ後で行いたいと思います。予めご了承ください。</p> <p>最初に(1) 「後援名義使用許可に関する報告」について、事務局お願いします。</p>
<p>上 原 課 長 :</p>	<p>今回提出させていただいたのは10件です。新規が学校教育課関係の1件、継続案件が9件です。</p>
<p>教 育 長 :</p>	<p>これについて何かご意見ご質問はございますか。ないようですので次にいきます。</p> <p>「犬山市の教育施策に関するアンケート」について、事務局お願いします。</p>
<p>神 谷 主 幹 :</p>	<p>今回の資料にない方の分は12月26日に集計し、まとめることができます。クロス集計を加え、議題の案を付けさせていただいて、皆様にお配りしたいと思っています。その内容を見ていただき、1月の定例教で懇談会の内容について精査していただきたいと思っています。懇談会が2月8日に決まりましたので、この後、参加予定者となる20名の方に参加を呼び掛ける案内を配ります。では、資料の説明をさせていただきます。まず、PTA役員・地区委員等の保護者の方のアンケート結果です。「犬山の教育施策の動向に関心がある」には、割と高い値を示してくれています。そして「少人数授業やティームティーチング」「4～5人のグループ授業」をさらに広げてすすめてほしいと強く思ってみえます。「確かな学力が身についている」の項目は、そのように感じていない方が多いようです。それ以外のところはそれなりの結果を感じ取っていただいているように思います。「確かな学力が身についている」においても、実感できるような施策が必要であると思っています。次の資料は教員以外の教育関係者の方のアンケート結果です。立場という所に①から⑧まで立場が記してあり、それぞれの人数も記してあります。「犬山の教育施策の動向に関心がある」「少人数授業やティームティーチングをさらにすすめてほしい」は高い割合になっています。成果に関しましては、保護書の方よりよく伝わっていない部分があります。「わからない」「知らない」の項目が多くなっています。ここにPRをしていくのは大変難しいことですが、出来るだけ多くの方にご理解いただけるよう、積極的な発信をしていかなければならないと思っています。</p>

	<p>今後ですが、犬山への転入教員のデータが来週辺りまとまります。そのデータとそれぞれの項目を、クロスをして集計をした資料が出来上がります。例えば、6年生の保護者の方は2学期制についてどう思っているかというようなクロス集計や、3つの項目のクロス集計も考えております。それらの資料を作成したいと思います。過去のデータと比較するものも作成して、お配りしたいと思います。それまでにしばらく時間を要しますので、今日の資料を見ていただいて、こことこのクロスが必要ではないかとか、この部分に特化して懇談会を行いたい、というようなご意見をいただければ幸いです。説明は以上です。</p>
教 育 長 :	<p>いろいろな方のお立場でアンケートにご回答いただきましたが、私が一番気になったのは、保護者の方も、それ以外の方も「確かな学力が身についているか」「教師の指導力が高まっているか」「2学期制は教育効果を高めているか」という項目の評価が高くないということです。教育施策を進めて10数年経つわけですが、人も入れ替わり、こんな願いで犬山はこんな施策を進めてきたんだと、十分に理解しきれない状況で、教壇に立っていただいている人も、中には最近はあるのかなと思います。日が経っているので当たり前になってしまっているのですが、犬山はこういうねらいでこういった施策を進めて来ていますと、もっと保護者に限らずいろいろな方に、ご理解をいただくような場を作っていかなければいけないなと思っているわけです。今度の懇談会は一つの機会にはなるかなと思います。まずは先生方ですね。「先生方の指導力が高まっているか」は、非常に厳しい見方をされている状況もあります。これについて、何か今の時点で思われることがあったら、お願いしたいと思います。後日でもお気づきの点があったら、ご指摘いただきたいと思います。</p>
小 倉 委 員 :	<p>教員以外の関係者の表で、回答をたくさんいただいているのは幼稚園教諭・未来園保育士ですが、この方から見ると、学校の状況がわかっていないと読み取れる数値ではあると思いますが、そうではなく、子ども達が直接関わっている人達のデータとして読むとしたら、この保育士さん達を抜いたら、どのような数値になるか興味があります。そうすると、数がサンプルとして少なくなるので評価しにくくなるということはあると思いますが、直接関わっている人達と、幼稚園、小学校、中学校は引き続いているというところで認知を受けているという評価と二つ読み取れるかなと思いました。</p>
教 育 長 :	<p>他にいかがでしょうか。これを基に教育懇談会を開催する際には、そのテーマ等を絞り込んでいくことになると思いますが、ゆっくりご覧いただいて、また後ほどお伺いしたいと思いますので、これについては一区切りつけたいと思いますがよろしいでしょうか。では次にいきます。 「犬山市部活動ガイドライン」について、事務局お願いします。</p>
神 谷 主	<p>No.2の資料に働き方改革の実施状況調査を上げさせていただきます</p>

幹 :	<p>た。学校はもがきながらも、11月の調査では、微減ですが在校時間を減らすということに成功しつつあります。話を聞いてみますと、そこに現れる数字よりも、意識改革は進みつつあるように感じています。この表の中には、来年度より取り組まないと無理というようなものもありますので、それらは△△印の所も多くなっております。それでは、次ページの部活動ガイドライン実施状況調査をご覧ください。この後説明させていただきますNo.3の項目と同じものです。11月17日の段階でどの程度進んでいますかということで、調査をさせていただきました。4つの中学校がそれぞれに、着実に歩みを進めてくれているようですが、保護者や生徒への説明、その受け皿づくりに苦勞しているところは確かです。それではNo.3の資料をご覧ください。2～6番の活動においては既に実施をされ、学校と教育委員会と連名でこのガイドラインを出すことにおいて、異議がなく整ってきたところです。1番の早朝練習の3つ目のところ、「9月をめどに、段階的に早朝練習を中止する。もしくは、それに代わる措置を講ずる。」この部分において、12月25日の多忙化解消検討部会において、中学校の校長も招へいして最終の詰めを行っていくところです。1枚目の「犬山市部活動指導ガイドライン」は、指導する上において、こういうことに気をつけていこうというものです。2枚目の「犬山市部活動ガイドライン」は、1月31日を目指して保護者にお配りするものです。指導の目安にするものと、保護者にお知らせするものと、内容は同じですが文言を変えて示したものです。朝や土日の練習時間を削減することによって、子ども達一人一人により良く、より近くに寄り添える時間を生み出そうというものです。子ども達の活動が大きく阻害されないような工夫を、それぞれの学校で今、行っているところです。先日も南部中学校で保護者を対象に、臨時の保護者会を行ったと聞いております。</p>
教 育 長 :	<p>指導のガイドラインと保護者向けのガイドラインということですので、文言は表現が違えてありますが、内容的には変わらないということです。2～6番まではやってきていますが、1番の早朝練習につきましても、なかなか足並みを揃えるのが難しい状況です。ですから当初は1番の3つ目ですが、「9月をめどに、段階的に早朝練習を中止する」という表現だけにしてありましたが、ある学校が早朝練習は本校にとって重要だと主張するものですから、その学校にやめろというわけにもいかないで、「もしくは、それに代わる措置を講ずる」としました。それに代わる措置というのは、必要ならば早朝に充分時間を取って、授業時刻を遅らせて午後の活動をしないというのも、一つの策かと思っておりますので、それも認めていく方向で今は考えています。7時10分に子ども達が来ると、先生は6時半頃には学校に来ていなくてはいけない状況です。それで、朝の部活動は30分やれるかどうかなんですね。それで、また授業が終わってから午後に部活動をやるので、なぜ朝と午後と両方やらなければいけないか。だとしたら朝か午後のどちらかをやめて、ど</p>

	<p>ちらかでたっぷり時間を取ったらどうかという一つの案なのです。単に部活動を無くするだけだったら、あった方がいいかない方がいいか、これは平行線で議論が終わってしまいますが、効率的に部活動を進めていく、子ども達や先生方にも負担をかけないように効果的な部活動を行っていくのならば、これを一つにまとめて、たっぷり時間を取った方が、効率がいいだろうというのがもともとなんです。これを単に朝の部活を無くすということではなくて、学校の教育活動全体の中でのあり方を考えていかないといけないということで、それぞれの学校が考えていただければと思います。これについてどうでしょうか。</p>
奥村委員：	<p>これに関して問い合わせをいただいて、ちょっと各学校で勘違いをされているところがあるみたいです。来年度に朝練がなくなって、のちのちには部活がなくなるよという、解釈をされてしまっているところはあります。部活がなくなるという話はないということは話をさせていただきました。先週位にあったPTA総会で校長先生の話があって、朝練だけにして午後の部活をなしにするという話の解釈が、保護者さんの中で違ったみたいです。</p>
教長：	<p>現時点で学校教育から部活動を全く無くしてしまうということは不可能です。学習指導要領にも学校教育の一環としてという文言もあるくらいです。それが出来ないとするならば、今の状況の中で何が出来るか考えた時に、ゆくゆくは部活動が外部に委託する、地域に移管をするという時代が来てもいいような体制を、まず取っていきたい。朝も午後も部活をやりではなく、集中していけば、全ての部活動に外部指導員を配置する体制を整えば、全部面倒みてあげるよ、という時代が来れば不可能ではないと思います。現時点でやることをやろうということは、まず一つは全ての部活動に指導員を配置する。今、46の部活動のうち40は入っているので、後6名をここ数年で配置を完了したい。更に外部の人が朝も午後も指導に来てくれるという、そういう方は殆どみえないと思いますが、午後の1時間なら行けるよという方はみえるかもしれません。そういう方がみえれば、だんだんとお願いをしていく。これは可能か不可能かわかりませんが、教員の多忙化とか、子どもの疲弊防止という視点からいきますと、部活動が過剰に成され過ぎている部分があると思います。子どもがやりたいから、先生が指導したいから、「では、やりたいことはやりなさい」ではなくて、やはり、これは学校を管理するもの、教育委員会という学校を指導する立場の者としては、これはこうしたほうが良いと、学校現場を指導していかなくてはいけないと思います。決して、学校から部活動を切り離してしまえということではなくて、いずれ何年後かには、そういう体制へ移行することも考えられるので、そこへ行くまでにはまず、内部の体制をきちんと整えたいというのが一番の狙いです。ただ、決して部活動が無くなってしまおうとか、そういうことではないです。上手に説明するよう、校長に話をしておきます。他に何かございますか。</p>

紀藤委員：	まず、1番の早朝練習ですが、もしくは、それに代わる措置とは何かという疑問。それから、2番の最終下校時間の時間は時刻としたほうがいいのではないかと。3番の陸上・駅伝練習についての練習日は週3回を目安とするというのは、いい加減だと思います。3回なら3回までと明確にしておかないと、それぞれ受け止め方が違ってくるのではないのでしょうか。3番の二つ目も最終下校時刻とした方がいいのではないかと思います。多忙化解消だけでなく、技術的にも短時間でレベルを上げるということで、外部指導員も入ってくれるし、先生達も集中して指導できるという体制を取るためには、僕は、朝は無しなら無しで、午後に集中するという形で、ぜひ、反対している学校にも推し進めていくべきかなと思います。
教 育 長：	先程、「それに代わる措置を講ずる」については少し説明しましたが、ある学校は、朝の部活を大事にしたいという方がみえるのです。私達教育委員会としては朝は無くして午後に集中してやったらどうかという考え方は持っていますが、中には朝の部活動はどうしても外せない、という校長がいます。そういう学校は朝1時間しっかり部活動をやる時間を確保して、始業時刻を9時からでも遅らせていいから、午後の部活動を止めるような方法も、一つの方法として認めていこうではないかということなんです。朝やりたいという学校は、本当に職員の総意なのか、校長の強い思いなのか、この辺りがまだ学校現場に確認をしないのですが、おそらくその学校が今お考えになってみえるのは、朝を外部の方をお願いしてやりたいようです。そんなに朝暇な人はいないから無理だと、僕は言っていますが、わかりません。とにかく思ったようにやってみなさいと、今は言っています。ただ、先日も話をしています、だんだんと他の3校にならっていくようなことも、可能性としてはあるので、ただ、一方的に教育長に言われたから、こうやりたいけど、こうさせられてしまったという方向には持っていきたくないの、一度自分の思った通りにやってみよう。失敗したら、他の学校と同じようにすればいいからと言っています。
紀藤委員：	全ての部が朝ということならわかりますが、ある部は朝、ある部は午後となったら、まちまちになりますよね。
教 育 長：	やはり基本的には学校としての部活動の在り方があって、それぞれの部活動が活動するので、朝やって午後やらないところがある。あるいは、朝やめて午後やるところがある。バラバラなところがあると、絶対に学校として部活動の在り方を問われるから、その時にきちんと校長として説明できるようにしておくように言っています。
紀藤委員：	結局、管理上の問題になりますね。みんなが揃っていれば職員室にも先生はいます。けが人が出た時にすぐ対応できます。部活動顧問だけが運動場において、あとの職員は誰もいない。早朝やっていて、けが人が出たが一人では対応できないということが一番問題になるのではないのでしょうか。学校体制で、きちんとそれがやれるということなら、問題は

	<p>出てこないと思います。それから僕自身も朝の部活もやってきたし、朝部活もあった時代に教員をやってきましたので、朝部活の大切さもよくわかりますが、その頃、朝の部活をやらないと英断した先生が優勝しているんです。能力のある先生は他の先生がやってもやらないと言えるんだと思いますが、なかなか若い先生は自分の意見は出せないと思うので、変わる措置を講ずるなら、学校体制でお願いしたいと思います。</p>
千葉委員：	<p>「朝、子どもが早く登校してくれると早く手が離れて楽だ」という保護者さんの声も聞きます。子ども達がどう思っているかはきちんと把握はしていませんが、中学へ行けば朝の部活があって早く登校するものだという地域性といいますか、保護者の圧的なものを感じて校長先生は悩まれるのかなとお察しします。</p>
奥村委員：	<p>校長先生がこうしたいという一つの思いはあると思いますが、生徒にしてみたら、校長先生が変わるたびに変わるのかと。校長先生が5年、10年居ていただけるなら保護者としても任せられますが、そうではないので困ります。そういうことも踏まえて考えていただきたいです。</p>
教育長：	<p>奥村委員がおっしゃったことと同じことを、私もその校長に申し上げました。学習指導要領にも「持続可能な」という文言がありますので、校長が変わったら体制が変わるといようなやり方は望ましくないよと。だから、できれば犬山市として、犬山市の4中学校は全てこの形で行くという体制が取れるなら一番理想的だと思いますけど、すぐにその体制が来年度の9月以降に出来るかというところとわかりません。出来ればそのように進めていきたいと思っています。今おっしゃられたことは重々私も承知していますし、校長先生方にも伝えてあります。他にどうですか。</p>
田中委員：	<p>私もガイドラインの1の3の「段階的に」というところで、作成するのにご苦労があったんだなと思います。状況や教育観を伺いできればと思います。ガイドラインにつきましては、実際にこうやりますというのを教員向けと保護者向けということでご提示いただきましたが、具体策だけではなくて、対教員や対保護者にも必要かと思いますが、理念のような文章が最初にあるといいのかなと思いました。実際、教員あるいは学校から反発が出ているというのも、方針や理念は共有して一致しておかなければならないことだと思いますので、明文化しておくといいのかなと感じたところです。どういう文章が必要かということは、必要があれば一緒に検討したいと思っています。少なくとも例えば、労働環境を改善するとか適正化することによって、教員の心身の健康を維持すると、そのことが大局的に教育の質を維持することだと、教員自身も保護者の方にも理解してもらふ必要があると思います。それは即ち、特に朝の場合だと、教員の私的な時間を確保するとか、授業始めとして、教育活動の研鑽型の時間を確保するという目的規定とか、そのような理念とか目的も明記しておくといいのかな。後は部活動についても、基本的には部活動はどういったものかというのが、学習指導要領にも詳しく出てこないですけど、では、犬山で部活動とはどういった活動なのかを犬山としてど</p>

	<p>う考えているか、これも明示的に作っておくといいいのかなと思っております。やはり学校で一番大事なところは授業になるかと思っておりますので、例えば、部活動というのは犬山市では、授業準備や教材研究のための時間を確保していることを前提に実施するんだと、それを阻害してまでやるものではない、というような方針ですとか、生徒には必要があってやっていることだと思っておりますので、生徒の身体面だとか、情操面の教育、あるいは生活指導に最低限必要な限りで行うのが部活動というような方針、あるいは大きな目的を基本として立てておくと、今後、例えば管理職が指導する際、あるいは今後、部活の在り方を検証、改善する際に、それをひとつの指標とすることができるのかなと思っております。それで具体的にこのようにしますということではなくて、理念や方針に照らし合わせて、今の実態はどうか、おそらく部活動の状況は検証出来ると思っております。ガイドラインを作って従わない教員に有無を言わせないためとか、逆に駅伝とか地域とか時期によって、柔軟に対応しなければいけないという場合も出てくるかと思っておりますので、絶対守ってくださいというのと同時に、逆に個別に柔軟に対応するために、ある程度理念を作っておくといいいのかなと思っておりました。特に保護者向けのところは、こういう理由で減らしていくんですということを、理解してもらうことが一番大事かなと思っておりますので、長期的に見れば、理念的なところを最初で作っておくといいいのかなと思っておりました次第です。</p>
教 育 長 :	<p>おっしゃる通りだなと思っておりましたので、どうしてと言われた時に、こういう理由からこうするんだと、理解してもらえそうな体裁を整えて、今後行く必要があると思っておりました。</p>
高 木 委 員 :	<p>理念の部分は崇高な文章にさせていただきたいと思っております。実質的な部分だけではなくて、高い理想を持っているということが伝わるような文章で、ぜひあっていただきたいと思います。校長先生が苦慮してみえるのは伝わってきます。一つ思うのは、現場の先生がどう思っているか知りたいと思っておりました。それと、先程、南部中の方で臨時の総会をされたとのことですが、内容を教えていただければと思っております。</p>
神 谷 主 幹 :	<p>田中委員の質問からですが、段階的にという言葉を入れたのは、お察しのおりいろいろありまして、教員の現場の声も含めて校長が苦慮していることも含めてなんです、この言葉を入れたのと合わせて、5番の1つ目を増やしました。入部説明会を入部が決まる前に行い、朝や土日の練習、お金がどれくらいかかるかなど、顧問が説明をする会を設けてほしい。あるいは、一覧表にして紙を配るなどしてわかるように説明する。そうすると、でじこじが多少出てきます。それを6番の1つ目で、それは校長先生が引き受けてあげて、早朝練習をやると判断されるなら、しないと判断した顧問の立場を守ってあげてくださいねということを行っています。6番の2つ目、練習計画を1ヶ月ごとに校長が確認をして、教員の体調、生徒の疲弊度、その辺を確認しながら進めてくださいということ。その辺も含めて段階的にということになっていま</p>

	<p>す。それから、高木委員からお話がありました。現場の教員の声ですが、小学校の四役と言われる、校長、教頭、教務主任、校務主任はだいたいわかっている感じです。その者と一部の教員に聞いた結果は、ほとんどが部活動は少し縮小の方向でやるべきだと答えていました。それが、中学校の教員となると一転しまして、本当に止めるべきなのか、これでは思ったことができない、という意見が殆どでした。管理職とは別ということです。中には声には出せないけど、つらいとか、自分のやっている種目をやり続けることは、誰かがやっているから自分もやり続けなければならないという、切迫感を言う者もいます。南部中の保護者会については、南部中の遠くを見据えている目標は私も同感するところはあって、いろいろな活動を学校では支えきれない部分があるので、それを地域に移管していこうと。例えば、午後の地域未来塾として始まっているあのような活動も、学校独自で別のカテゴリーを作ってやりたいということも言っていました。その中のひとつが部活動です。部活動に特化したわけではないですが、その説明をされたようです。部活動に関しては、朝練を続けさせてあげたいという保護者や子ども達の声聞いて、面倒を見てもらえる人がいるならば支えられる。それがうまくいかないなら、その次に、朝と午後を一緒にして、うまくいかないからこのように持っていくんだと考えたいと言っていました。その説明がどのようにされたのか、私も参加していないので様子はわかりませんが、一番最後に「さあ、これで南部中学校として進みましょうか」とPTA会長が発した言葉に対して、保護者の方達は何を決議するのかなというような、わからないというような様子だと聞いています。</p>
<p>教 育 長 :</p>	<p>実は議会でも、子どもや保護者の意見を聞いたらどうだというご質問がありました。では、例えば、朝の部活をやった方がいいか、やらない方がいいか、子どもにも、先生にも、保護者にも聞いてみた。どちらの意見もある。多いからこちらにしましょう。少ないからやめましょう。そういうものではないと私は思います。全国学力テストをやるかやらないかといった時もそうなんです。やはり現場にとってどうすべきか、これは教育委員会として、慎重に賢明な判断をしなければいけないと思うんです。ある学校が朝という話をしていましたが、多分このようにやってと言え、やらない訳にいかない。そこはやらされたという気持ちではなくて、今まで5月から校長会と教育委員会でいろいろやり取りをしながらきたので、そんな方法で決めるなら最初からこれで行くと言ってしまえば面倒はないのですが、一緒に協議をして一緒に決めてきたから、じゃあやろうね。という方向に持っていきたいので。少し時間をかけてここまで来たということです。また、これについては実際外へ出る時には、もう少し田中委員のお力も借りて、また努力をしていきたいと思ひます。また、何かありましたら後にでもおっしゃってください。では次にいきます。</p> <p>「教育振興基本計画の見直し」について、事務局お願いします。</p>

田中補佐：	今回配布しました振興計画につきましては、一緒に配布しました「犬山市教育振興基本計画についての市長からの意見」を踏まえ、事務局で修正したものとなっております。修正した箇所は赤字でお示ししておりますので、ご意見等ありましたらよろしくお願ひします。
教 育 長：	今、説明があったとおりであります。市長からの意見も資料につけてあります。市長の御意向を組んで、手直しできるところはしたということなんですが、いかがですか。
奥村委員：	2つあります。1つ目ですが4ページの第2章、めざす教師像のところに「感動を共有」とありますが、「感動」に対して疑問がありまして、先生一人に対して、子どもが何十人もいると、感動するものは人それぞれ違うので、そこを共有するというのは、先生からしても難しいかなと思います。なので「感動」というのはない方がいいのかなと思ひました。もう1つは、シティマラソンがなくなるという話を伺ったのですが、どのようになっているのか教えていただきたいです。
教 育 長：	今、2点ありましたが、「感動」といった部分はどうですか。
神谷主幹：	全員で同じものを共有しようとかということではなく、子どもと一緒に取り組んだり、目標を達成した時に教師と子どもが喜びを共にするという意味での感動の共有ですので、それぞれの場面場面でということだと捉えて書きました。
奥村委員：	ここに載せてしまうと、子どもによっては感動しないのに感動させよとなると、大勢いるので、先生としてプレッシャーになるのかなと思ひます。例えば、同じ映画を観ても、いいなと思ひ子もいれば、全く何も思わない子もいる。先生が感動して子どもにぶつけても、そう思ってくれる子もいれば、まったくそう思わない子もいる。広い範囲で考えると、めざす教師像というところでは、確かに意味合いとしてはわかりますが、全部拾いきれないかなと思ひました。
教 育 長：	市長からの指摘の中で、「感動の共有がないと伝わらない」という点を盛り込めというようなお話があったものだから、その言葉を入れるのにここにこういう入れ方をしたということです。一度検討をさせていただくということによろしいですか。
紀藤委員：	「感動」は以前のものにも入っていますので、変わってはいません。その後の文章が変わっていますが、自ら学び続ける教師と保育士が子どもと一緒に感動しなさい。先生が感動しなさいということではないかと僕は捉えています。「共有」という難しい言葉ではなく、子ども達と一緒に楽しむ、喜ぶがわかり易いのかなと思ひます。
教 育 長：	子どもに感動させるということではなく、共感するという意味ですね。
奥村委員：	そういう意味ならわかります。

教 育 長 :	2つ目のマラソン関係のことですが、事務局お願いします。
吉 野 部 長 :	シティマラソンですが、今までずっと続けてきましたが、運営に携わってきた人が高齢化してなかなか運営体制が出来ないという状況です。今年度については何とかやれるような体制になったのですが、来年度以降は同じ体制ではやれないという状況になります。来年度以降どうするかは、現実的にはまだ方向性は決まっていますが、市長も、折角今までずっとやってきたので、何かの形で出来ればいいというところで、今後どうしていくかは現段階では検討中です。2月のシティマラソンまでの間には、来年度以降の方向性は出していきたいと思っています。
千 葉 委 員 :	前のものと読み比べても、随分手を入れていただいている、この事務量がすごかったとお察しします。先程のアンケートもそうですが、基本計画の15ページにも「2学期制」のことが表示してありますが、やはりどこかで常に発信していかないといけないと思います。皆さん、何となく2学期制がいいのではないかと思ってみえますが、何となくではなくて、どこかできちっと項目として作っていかないといけないと思います。唯一ここで、「2学期制」として出てきたので、一つステップアップしたなと思って読ませていただきました。
教 育 長 :	やはり教育委員会のホームページに犬山はこのようにやっている、もっと広く知っていただけるような場を作っていかないと、と思います。他にいかがですか。
紀 藤 委 員 :	4ページ、めざす教師像のところ、「教師・保育士らの協働性に支えられた、内発的な力により」とありますが、前のほうがわかりやすかったと思います。「協働性」は「協働」、「内発的」は「自発的」という言葉のほうがわかりやすいと思います。それから、5ページのところに、めざす家庭像に「和と礼を重んじ」とありますが、現状はどうなのかというところを把握して、この言葉が入ったと思いますが、これが後のところにも影響してくると思います。道徳の関係でもあると思うので、どうかなと思いつつながら、家庭だから「和」と「礼」と入れてもらってもいいのかなと思います。10ページの施策3の教育・保育の質の向上というところで、「教育」と入ったので、「保育実践」「保育内容」の「保育」を取ってしまったらどうかと思います。僕自身も保育と教育がどう違うのか、いろいろ調べてみると、保育というのは乳幼児を保護して育てることが保育、教育というのは教え育てる事で、人間に絞られます。犬だと教育ではなく訓練になります。人間に意図を持って働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現させるということが教育ということなので、保育も教育も、保育園でも幼稚園でもやっていると思うんです。そういう意味でも「保育」という言葉は取ってしまったでもいいかなと思います。1行目に「実践や研修などを通じて」と書いてありますが、14ページにいくと「研修や実践を積み重ねて」とあるので、ここは同じ表現にして、「保育内容」は「指導内容」とするなど、検討していただ

	<p>けたらと思えました。それから質問ですが、15ページの④「安全な登下校ができない」というのは、集団での登下校ができないということでしょうか。それから、17ページ施策7③に脱字があります。そして、18ページ施策9で「市費司書」と「司書教諭」とありますが、「司書教諭」というのは、司書免許を持っている先生のことなのか、県費で雇っている司書さんのことなのか違いを教えてください。それから施策11の①道徳教育の充実とありますが、今度教科化されるというそんな意味でいくと、非常に難しいなと思いつつも、ここに「和」と「礼」が出てきます。「和・礼を尊び感謝の心を育てる」とありますが、宗教的なものもあると思えます。よく言われるのは道徳の徳目というんですか。そんなものがここに入ってくるような、宗教的なものがここに入ってくるのは本当にいいのか。家庭の中では「和」とか「礼」もほんのりと捉えていただいていると思いますが、道徳の関係は指導要領を見て、もう少しこの言葉は精選した方がいいと思います。「和」と「礼」だけが特にやるような雰囲気になってしまうので、まだ取り組み始めるところですので、こんなにここに強調しなくてもいいのかなと思います。五輪五条といいますか、儒教の教えのようなことは必要ないのではないかな。もし「和」を入れるとしたら「和」というのは何なのか。仲良くすることなのか。「礼」というのは礼儀だけなのか。そうすると、もう道徳の項目の中にあるんです。ですから、必要ないかなという思いがしました。</p>
教 育 長 :	<p>ご質問は2点でしたので、そこに絞ってお話したいと思います。まずは、「安全な登下校ができない地域が出ています」という表現について、お願いします。</p>
神 谷 主 幹 :	<p>ご指摘のように、そういうところが出ています。池野の入鹿ですが、来年から2人になってしまいます。現在、曜日を限定して帰りはコミュニティバスを使ったり、保護者が迎えに来たりしているようです。この後にも善師野台とか、今井、栗栖の中学生がそういう状況にあたると思っています。</p>
教 育 長 :	<p>もう1点、市費司書と司書教諭について、お願いします。</p>
神 谷 主 幹 :	<p>市費司書は市費で雇っているパートタイムで働いていただいている方です。司書教諭は教諭の中で司書免許を持っている者で、指名している者です。各学校に一人置かなくてはいけないことになっています。</p>
教 育 長 :	<p>ご質問は今の2点で、後はご意見ですね。「和」と「礼」というのはこういう表現をしていますが、恐らく意図としては、「和」は仲良く、「礼」は基本的な生活習慣と礼儀正しいということをおっしゃりたいのだなと思います。ご意見なので、また検討をさせていただきます。</p>
田 中 委 員 :	<p>基本的に「めざす家庭像」は削除すべきだという意見は変わらないですが、あえてここで妥協をして意見を申し上げますが、最後の2段落目</p>

	<p>のところは、妥協して明記していいのかなと思うのは、結局、犬山市として「家庭を支援します」という文言があるので、これは適切なのではないかと思います。そうしますと主語として「犬山市は」と入れないと、主語が不明確かなと思います。そうすると、「子育ての大きな喜びを感じるために」を「子育ての大きな喜びのために」としないと、文章の意味が通らないかなと思います。紀藤委員の意見と重なりますが、感覚として「和」と「礼」が家庭に大事だということはよくわかります。ですが、結局、市の文書ですので、価値観については包括的な表現にせざるを得ないだろうと何度も繰り返し申し上げています。全ての市民が包括的に価値観を共有できるものしか書けない。これが市の文書だと思います。ですので、感覚として個人で、和やかに、挨拶を大切にしようという感覚はわかりますが、それはそういうふうを受け止める人もいれば、そうでない人もいるわけですので、それは全ての人が理解できる文章表現にしないといけないということです。これは、18ページ道徳教育の充実に関わってきます。新しい学習指導要領の是非もありますが、特別の教科「道徳」というものが出てきて、小学校で20項目位、中学校では22項目、教えるべき項目が出てきて、その中で「和」は出てきませんが「礼」は「礼儀」で出てきます。そうすると「和」と「礼」だけを浮き上がらせて表現するのはなぜか。その説明はなかなか難しいのではないかと思います。「正義」「責任」「友情」「信頼」「勤労」「規則」「尊重」とたくさん出てきますが、相対的に大事ではないのですか。そうすると、「和と礼を尊び」とわざわざ出す必要がどこまであるのかなというところがあります。こちらも価値観を出すのであれば、包括的な普遍的な、特定なものを抜き出すのではなく、他者を尊重する・敬うというふうな、一般的な表現にしなければいけないのかなと思います、慎重にすべきだと思ったところです。意見です。</p>
教 育 長 :	<p>ありがとうございました。いろいろご意見いただきましたので、それを基に手を加えるところは加えていきたいと思っています。他にはいかがですか。</p>
奥 村 委 員 :	<p>15ページの④の語尾の言い回しを、他の言い回しと揃えて「必要があります」とした方が良いと思います。「安全な登下校ができない地域が出ています」に対して、施策17で「協議を進めます」とありますが、協議されるだけで何もしてもらえないということがないようにして欲しいです。</p>
紀 藤 委 員 :	<p>別件です。施策16の部活動指導者派遣ですが、「教員の負担軽減を図る」より「部活動の質的向上を目指します」を前面に出すように、入れ替えた方がよいと思います。それから質問ですが、市長からの意見の施策4で、竹内産婦人科とかどうかとありますが、病児保育をやってみえるのですか。</p>
小島子ども 子育て監 :	<p>現在はやっておりませんが、病児保育について、子ども未来課としてはずっと検討をしております、市内の病院・医院に働きかけをしてお</p>

	りますが、なかなか進んでいない状況があります。例えば、竹内産婦人科というところでもやれないのかというような意見でございます。
紀藤委員：	やりたいと手を上げているわけでもないのですか。
小島子ども子育て監：	今のところ、まずは小児科、小児に関わるところに当たっておりますが、そこに限らず、いろんなところに声をかけてみてはどうかというところ です。
教 育 長：	他によろしいですか。では次にいきます。 「12月議会」について、事務局お願いします。
吉野部長：	今回、16人の議員からの一般質問のうち、教育委員会関係は12人から質問がありました。質問項目は全体で123項目あるうち、教育委員会関係は36項目ということで、30パーセント弱でした。36項目のうち学校教育課が16項目、文化スポーツ課が4項目、歴史まちづくり課が13項目、子ども未来課は3項目でした。質問内容、答弁内容については資料のとおりです。
教 育 長：	ご覧になられ、何かお聞きになりたいことがありましたら、後ほどお伺いしたいと思います。次にいきます。 「楽田小学校改築事業」について、事務局お願いします。
武藤課長：	資料の1枚目は改築事業が竣工した時点で、敷地の東側から見たイメージ図になります。建築事務所をプロポーザル方式で選定した際、現在受託をしている安井建築設計事務所が提案した図面ですので、細かな部分の変更はありますが、概ねこの図のとおりのような設計で進んでいるという状況になっています。今年度は工事の施工に当たって必要となります実施設計の策定を進めているところですが、来年度からの本格的な工事着手に先立って、1月後半から工事車両の出入り口となる、学校敷地南側からの仮設の進入道路、こちらの整備に着手をして3月末までに完成をさせます。その後、来年度の平成30年度には、低学年が入る3階立ての新校舎、この絵では左手の方になりますが、こちらを建築します。この校舎には多目的スペースや低学年図書室と共用する形で児童クラブが入ってくることとなります。30年度中に建物としては完成し、31年度から供用開始をするように目指して進めていきたいと考えています。その翌年31年度には、低学年が抜けました現在の北校舎を解体して、その跡地に新体育館を建築します。アリーナを見下ろす2階には、高学年の図書館、地域のふれあい図書館を一体化した図書館を併設するような形で進めております。更に平成32年度、新しい元号になりますが、この時には旧体育館の解体と南舎の大規模改修を行って、最後翌年に、プールの改修や外構整備を終えて竣工となるというふうに進んでいく計画になっております。今後のスケジュール、このようなイメージで進んでいくわけですが、今後も随時進捗状況については、報告させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

教 育 長 :	ということでありませう。特によろしいでせうか。次にいきます。 「犬山市特別支援教育連絡協議会議事録」について、事務局お願いします。
岩 田 主 事 :	参加者につきましては資料に書いてあるとおりで、東浦町発達障害児アドバイザー石田義忠先生はじめ、17名の方に参加していただきました。協議会の内容につきましては、要綱にあります1から8の内容について、取り組みいたしました。確認・報告事項では犬山市特別支援教育連絡協議会の目的である、関係諸機関で情報を共有することを確認させていただきました。それから設置規則について確認させていただきました。今後については、学習障害、注意欠陥・多動性障がい及び高機能自閉症等の障害のある児童生徒のニーズに応じた教育支援を行っていくということについて、確認をさせていただきました。協議については、協議1では協議会長を東小学校の社本先生、副会長を城東中学校武内校長先生にお願いするという話し合いをさせていただきました。協議2では28年度第2回からの持ち越し協議議題として、各校における現職教育等での事例検討の充実、本年度の取り組みとして、通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒についての観点で話し合いをお願いしました。現職教育等の事例検討の充実につきましては、教頭、教務主任、コーディネーター、特別支援学級の担任、小牧特別支援学校の先生方から、それぞれ報告をしていただきました。通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒につきましては、9月の調査で犬山市では、小学校で298名、中学校で72名、合計370人程度が、通常の学級にいる特別な支援が必要な生徒だと確認させていただきました。校長先生、教頭先生、養護教諭の代表から報告をしていただくと共に、子ども未来課、健康推進課からはそれぞれ市の取り組みを報告させていただきました。また療育の現状ということで、コスモス園の取り組みについても報告をしていただきました。その都度、アドバイザーの石田先生からご指導をしていただきました。最後に特別支援の必要な児童生徒について、県の目標でもありますが、特に個別の指導計画については100%作成を目指すということを確認させていただきました。
教 育 長 :	これについて何かありましたらお願いします。では次へまいります。 「犬山シティマラソン・読売犬山ハーフマラソンの応募状況」について、事務局お願いします。
吉 野 部 長 :	犬山シティマラソンの応募状況は、12月16日現在で1キロ、3キロについては集計中ですが、5キロは454名、7キロは471名、合計925名です。全体では前回の大会は5千人強という人数でしたので、今週が締め切りで、申し込み状況を今の時点で見ます限り、少し減っているのかなという状況になっています。ハーフマラソンにつきましては、こちらも今週が締め切りですが既に定員オーバーという状況です。現在10,600人の参加申し込みがあり、例年と同等の状況です。
教 育	これにつきまして、何かありましたらお願いします。次にまいります。

長：	「愛知万博メモリアル第12回愛知県市町村対抗駅伝の結果」について、事務局お願いします。
吉野部長：	第12回の愛知駅伝が、12月2日にモリコロパークで開催されました。県内の38の市と16の町村、合わせて54チームの参加で行われました。犬山市につきましては、市の部で、前回の大会が30位でしたのが16位に上がりました。参加チームの中で、一番前回の大会より順位が上がったチームに贈られる、モリコロ賞を受賞しました。すごくステップアップされ、皆さん頑張ってくださいました。
教育長：	今説明があったとおりですが、何かございますか。特にないようですので、次にいきます。 「1月・2月行事予定表」について、事務局お願いします。
小川主事：	冬休み明けは1月9日からになります。1月後半になりますと、各中学校で後期の期末試験が行われます。1月25日に、就職一斉選考日、2月には1日に私立高校推薦入試、7、8、9日には私立高校一般入試というように、中学校3年生の進路に関わる日程の記載がされています。犬山北小、楽田小においては、1、2月の間に学芸会、学習発表会の予定がされております。2月中旬以降になりますと、中学校の1、2年生の後期の期末試験が行われます。なお、下旬になりますと、小学6年生、中学3年生を送る催しが開催される予定になっております。
紀藤委員：	質問ですが、夏期休業中はお盆休みに職員が出ないという多忙化解消がありましたけど、冬期休業中は年末年始の休み以外の休みはないですか。
神谷主幹：	特別なそういう施策はしません。
教育長：	他にいかがですか。ないようですので自由討議に入ります。
	自由討議
教育長：	自由討議に移ります。発言はありますか。
	○2学期制について ・前回2学期制をやめて3学期制に戻している市町もあるという話もあったが、犬山はそのようなことにならないようにPRしていきたい。 ・恐らく授業時数の確保だけを目的にして、3学期制から2学期制にしたところは、夏休みを縮小するとか土曜日に授業をやるとか、2学期制でなくても授業時数が確保できるので戻していると思う。犬山の場合は単にそれだけではなくて、評価のことだとか教育課程のことだとか、いろんなことをいろんな意味を持って2学期制にしている。 ・保護者に2学期制のメリットを感じていただけるようにしてほしい。
	その他
教育長：	事務局、ありませんか。

長：	
事務局：	ありません。
教育長：	これで、公開案件については終了します。最初にお願いしましたように、以後は、非公開で、「いじめ防止に向けて」を行います。
	<p>「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者が遊び目的で不要物を持ってきたことがトラブルの原因になっているなら、被害者にも指導が必要である。 ・SNSでのいじめを継続して見守っているということだが、見守りようがないと思う。何か対策を考えないといけないのではないか。 ・不登校の生徒について、学校としては定期的に連絡をとって、最悪の状況にならないよう対応する必要がある。
教育長：	<p style="text-align: center;">閉 会</p> <p>以上をもちまして、12月定例教育委員会を終了させていただきます。</p>

【次回開催】 定例教育委員会 1月24日（水）13：00 301会議室

上記会議録の顛末を記し、相違ないことを証するためにここに署名する。

教 育 長

教 育 長
職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

記 録 者